

「駒澤法曹」の発刊に寄せて

駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）が平成16年4月1日に誕生した。新しい法曹を育てるためである。司法制度改革を実現するためには、よりよい法曹を多く育てる必要がある。司法制度を支えるのは、国民であり、法曹である。その法曹を養成すること、これが社会から大学に期待されている使命である。

司法制度改革推進法第2条は、「司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。」と定め、司法制度改革の基本理念を明らかにしている。

駒澤大学は、この司法制度改革の基本理念を実現し、社会が大学に期待している使命を遂行するために、大学院法曹養成研究科を設置した。

本法科大学院の第1の特徴は、第一東京弁護士会の協力を得て実務と理論の架橋を図っている点である。これは、将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力を養成するためには、実務と理論の双方の協力が不可欠だからである。これを実際に具体化するために、エクスターンシップ及びリーガル・クリニックは、基本的に第一東京弁護士会の協力を得て行うこととしている。

第2の特徴は、教員15名に対して定員50人という少人数教育をすることにより社会にとって必要とされる将来の法曹を密度の高い授業により養成する点である。少人数教育が法科大学院の基本的事項であることは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条第1号に定められている。

「駒澤法曹」によって、実務的にも理論的にも司法界に貢献していきたい。

研究科長 青野博之